

# 第19回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第19回定例会 平成30年10月31日

開会 13時30分 閉会 15時30分

出席委員 (23名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	13	小山肇治
	2	白倉令子	14	依田隆喜
	3	小川高史	15	小林健治
	5	小山睦夫	16	青木二巳
	6	片十郎	17	小林勝元
	7	成山喜枝	18	清水洋
	8	齊藤敏彦	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
			推進	渡邊重昭

議事録署名委員 6 片十郎 7 成山喜枝

出席職員 (5名)	農業委員会事務局		
	事務局長	関 博一	
	事務局次長	織田 秀雄	
	事務局	滝澤 友一郎	
	事務局	笠井 昌鷹	
事務局	田中 章子		

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

ただ今より第19回農業委員会定例総会を開催します。本日は全員出席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。何かとお忙しい10月も今日で終わり、紅葉前線も里山に下りてまいりました。米の収穫も終わりに近づいてきたと思います。残るはリンゴ、ナシ、野菜等もごさいます。9月頃の長雨もありましたが、今年度の収穫はほぼ予定通り行なわれたのではないのでしょうか。各種イベントでは皆さんに大変ご苦労していただきました。お陰様で無事終える事ができました。ありがとうございます。先日は19市の農業委員会協議会会長会議に出席しました。農業委員会が抱える諸問題についての報告があり、協議をしました。大変参考になる事例がありましたが、まだ考えがまとまっていないので、報告するのはもう少し後にしたいと思います。やはり私達の農業委員会も、もう少し積極的に活動していかなければいけないと思います。なんとか実績を作り上げたいと思っています。また、明日から11月になりますが、第3回長野県農業委員会大会が開催されます。そのほかにも各地でイベントが開催されると思いますが、各委員には積極的に参加していただき、農地利用の最適化についてお話ししていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、6番の片委員と7番の成山委員をお願いします。

議事に入ります。最初に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1です。〇〇外〇筆です。地図の1ページをご覧ください。〇〇近くの農地です。5条の案件とも関連があります。譲受人は〇〇にある「〇〇」という〇〇を経営している方で、譲渡人は〇〇の方です。後ほど第2号議案の5条申請で審議いただきますが、譲受人はこの農地の隣接地に〇〇を建築する予定です。トマト、ズッキーニ、ピーマン等を作付けして、パンの惣菜や従業員のまかないにするとのことです。譲受人が経営する予定の店舗から近く、問題ないと判断しました。また受入者経営面積の〇〇㎡は、議案第3号農用地利用集積計画で審議していただきます。

続いて番号2、〇〇です。地図の2ページをご覧ください。〇〇と〇〇の境界付近にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人と譲渡人は兄弟です。相続した農地ですが、譲渡人は〇〇に住んでおり、管理が困難だということで、近くに住む兄に譲り渡すものです。利用権が設定されており、すでに貸している農地ですが、継続して野菜を栽

培する予定です。譲受人の自宅から近く、問題ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇です。〇〇の南端、〇〇の近くの農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。地図をご覧くださいと、当該農地の隣地は譲受人が田を耕作しており、一体として稲作するために譲り受けるものです。譲受人の自宅からも近く、問題ないと判断しました。

続いて番号4、〇〇外〇筆です。場所は〇〇の南にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は市外に住んでおり、耕作に不便なため譲り渡すものです。野菜を作付けする予定です。譲受人の自宅から近く、問題ないと判断しました。

番号5です。〇〇です。地図の5ページをご覧ください。〇〇の千曲ビューラインの東にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲受人の農業規模を拡大するため譲り受けるものです。野菜を作付けする予定です。譲受人の自宅から近く、問題ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇外〇筆です。地図の6ページをご覧ください。布下バイパス沿いにある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方で、従兄弟関係にあります。この農地は譲渡人が父親から相続したのですが、ずっと譲受人が耕作しておりましたので、このたび所有権を移転するものです。稲作をする予定です。譲受人の自宅から車で〇〇分と近いので、問題ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇外〇筆です。地図の7ページをご覧ください。〇〇の付近の農地です。譲渡人は〇〇の会社、譲受人は〇〇の会社です。譲受人は、〇〇等をしている会社です。譲受人は経営農地を拡大するために譲り受けるものです。申請地ではイチゴを作付けします。過去〇年間の実績は〇〇円あり実績としては問題ないと判断しました。

続いて番号8から13は関連性があるので、一括で説明します。地図の8ページをご覧ください。〇〇の農地です。〇〇外〇筆です。この6件は、〇筆の農地について〇名の共有で譲り受けるものです。譲渡人は〇〇の方ですが、長期間体調を崩し今後も農業経営が困難です。譲受人は、譲渡人が所属する実行組合委員の〇人ですが、共有で譲り受けて荒廃地化を防ぐものです。〇人の方は農家要件も満たしており、地元の方で自宅から近く、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

よろしく申し上げます。地図は1ページです。場所は県道立科小諸線と県道御牧原蓬田線の交わる所です。近くには〇〇、〇〇、〇〇などがあります。東に行くと〇〇があります。地図に〇〇さんとあるお宅が譲渡人の

〇〇さんのお宅で、〇〇さんの奥さんです。譲受人の〇〇さんは〇〇にお住まいで、〇〇の製造と販売の店を経営しており、地番〇〇と地番〇〇の間の土地に店を建て、申請地では従業員と一緒に野菜を作る計画です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。場所は地図の2ページをご覧ください。国道18号線の〇〇に〇〇があります。その横の道を〇〇メートルほど下った、国道18号線としなの鉄道との中間にある農地です。譲受人と譲渡人の関係は兄弟です。父親が亡くなりそれぞれに土地を相続しましたが、譲渡人の弟さんは〇〇に住んでおり、管理ができないという事で、お兄さんに無償で譲り渡す事になりました。今までもお兄さんが申請地を管理したり、ほかの人に貸したりしていました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

地図の3ページをご覧ください。県道立科小諸線と県道御牧原蓬田線の〇〇から〇〇メートルほど南に行った〇〇の、〇〇メートルほど東に入った土手下の農地です。譲渡人の〇〇さんは、亡くなられたご主人から申請地を相続しました。譲受人の〇〇さんとは従兄弟です。申請地は以前から隣の田と一枚で譲受人の〇〇さんが耕作して来ましたが、きちんと譲り受けたいとの事で、今回の申請となりました。ご審議をよろしくお願いしま

す。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは地図の4ページをご覧ください。〇〇の集落を南に行くと、〇〇へ行く道と〇〇に行く道との三叉路になります。その南東にある土地が申請地です。譲渡人の〇〇さんの実家は申請地に隣接した〇〇というお宅です。お兄さんが亡くなった後、相続した土地です。譲受人の〇〇さんは申請地から〇〇メートルほど北に行った所に家を買って住んでいます。譲受人と譲渡人は同級生で、〇〇に住んでいる譲渡人が耕作できなく困っている話をしたところ、〇〇さんが譲り受けるという事になりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

それでは説明します。千曲ビューラインの〇〇の東側に申請地があります。譲渡人は多くの土地を所有していましたが、高齢のため耕作できなくなってきたので、耕作者を探しては譲り渡してきた経過があります。今回、歩いて〇〇分ほどの場所に譲渡人の畑があるという事で、譲受人に相談したところ、荒廃地対策になればという事で、今回の申請になりました。譲受人は〇〇をされていて、主に薪ストーブの薪を作って販売しています。申請地では野菜を栽培する予定です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号6の案件につきまして、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員

地図の6ページをご覧ください。場所は布下バイパスの〇〇との境です。譲受人と譲渡人は従兄弟同士です。譲渡人の一身上の都合で譲り渡す事になりました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号7の案件につきまして、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員

お願いします。地図の7ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇に上っていく途中にある、〇〇の道を挟んで反対側にあります。元は〇〇と共同で〇〇をするために団地化を目指した地域で、〇棟の大型ハウスです。今回の譲渡人である〇〇は〇〇にある〇〇という、主に〇〇を大規模に作って販売している会社です。譲受人の〇〇は〇〇の〇〇にある〇〇近くで〇〇を大きくやっている会社です。今回、申請地を購入してイチゴ栽培をするという計画です。施設の有効利用ができるので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員

譲渡人の〇〇はなぜ栽培を止めるのですか。

小山委員

〇〇はハウスで〇〇を栽培していましたが、効率が悪いという事で、今

後は〇〇を止めて〇〇作りに専念するとの事です。

議長

ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

次の案件は、番号8から番号13まで関連があるので、一括審議とします。小川委員より説明をお願いします

小川委員

お願いします。地図の8ページをご覧ください。場所は〇〇の北西です。〇〇から〇〇メートルほど下った所にあります。譲渡人は長期間体調を崩しており、農業をする事ができず、今後も困難な状態です。申請地は農地の幅も狭く、農機具も入り辛いため、借り手や買い手も見つからず、今後荒廃地化が進む事が懸念されます。〇〇の中山間区域にある事もあり、今回譲渡人が所属する〇〇の実行組合の代表〇名で申請地を譲り受け、農地の荒廃化を未然に防ぎ、有効利用を図りながら新たな買い手を捜したいとの事です。申請地をそれぞれ〇〇ずつの権利で登記するとの事です。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8から番号13までの案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員

これは共有地になるのですね。登記する時に測量図は必要ないのですか。

事務局

土地の面積を単純に〇分割するという事ではありません。1つの土地を〇人が共有するという事です。権利に対して〇〇ずつの権利があるという事です。たとえば土地を売買するに当たって、〇人中何人かの同意が必要という事になります。

事務局次長

相続でも兄弟で一つの土地を相続して、2人兄弟なら2分の1ずつ、3人兄弟なら3分の1ずつと、権利を共有することは良くあります。

事務局次長

事務局の考え方としまして、法律的には共有名義の登記は可能です。申請地は非常に優良農地であり、荒れてしまう心配があるため、実行組合の

方で考えた策だと思います。〇〇ずつの権利については、このまま放っておくとおそらく非常に厄介な話になると思われまます。なるべく早くおひとりの方に決めていただくよう、お伝えしたいと考えています。

議長

ただ今、次長より分かり易く説明していただきました。今後なるべく早く対処していただきたいと思ひます。ほかにござひますか。

ないようですので裁決に入ります。番号8から番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

まず番号1です。地図の9ページ、10ページをご覧ください。〇〇です。場所は〇〇の東にある農地です。家庭菜園の申請です。譲受人も譲渡人も〇〇の方です。公図をご覧ください。地番〇〇が譲受人の自宅です。その隣の農地を家庭菜園として使用します。イチゴ・トマト・ブルーベリー等を栽培する予定です。第2種農地ですが、代替性がないため、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号2、〇〇です。地図の11ページ、12ページをご覧ください。〇〇を北に進行した所の農地です。〇〇の避難用通路設置の申請です。譲受人は隣接地で〇〇を運営している会社、譲渡人は〇〇の方です。この隣地はすでに〇〇建築で転用許可を受けています。今回、地番〇〇を分筆し、東側へ通行するために農地を通路にするものです。第2種農地ですが、代替性がないため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇、〇〇の一部、〇〇の一部、〇〇の一部です。地図の13ページ、14ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇へ行く途中の農地です。ワイナリー建築の申請です。譲受人は〇〇の〇〇を経営している会社です。譲渡人は〇〇を拠点に〇〇を栽培されている方です。元々譲渡人は譲受人の会社の社員だったのですが、〇年前から認定新規就農者として農業をしています。周辺農地に与える影響ですが、ワイナリーから排水する汚水は合併浄化槽を通してワイナリー東側に接する用水路に放流します。駐車場も〇〇台確保していますが、それ以上の台数になるようならその都度対処します。これらは近隣の農家に説明済みで了承されています。農振農用地区域内ですが、転用不許可の例外である農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設への転用のため、やむを得ないと判断しました。

続いて番号4、〇〇です。地図の15ページ、16ページをご覧ください。場所は〇〇で、議案第1号の農地法第3条の、番号1で審議した場所に隣接する農地になります。店舗建築の申請です。譲受人は〇〇で〇〇をやっている会社で、譲渡人は〇〇の方です。現在の店舗では来店客が多く、製造・販売が追い付いていない状況です。今回、事業を拡大するために転用するものです。第1種農地ですが、集落に接続しており、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇です。地図の17ページ、18ページをご覧ください。〇〇の、〇〇との境界付近の農地です。住宅建築になります。譲受人と譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲渡人は自立するにあたり住宅を建築するものです。第1種農地ですが、集落に接続しており、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号6、〇〇です。地図の19ページ、20ページをご覧ください。場所は〇〇です。西に進行すると〇〇になる農地です。住宅建築になります。譲受人と譲渡人は〇〇の方で、祖父と孫の関係です。譲渡人は譲受人と同居しているのですが、手狭になったため住宅を建築するものです。第1種農地ですが、集落に接続しており、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号7、〇〇です。地図の21ページ、22ページをご覧ください。場所は〇〇の住宅地の一面にある農地です。建売住宅の申請です。譲受人は〇〇に本社がある〇〇等の会社で、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は遠方に居て耕作ができないため譲り渡します。譲渡人はすでに近隣が住宅地となっている状況から、住宅にすることが適しているという事で転用するものです。譲受人は全国規模で〇〇をやっており、県内でも〇〇で現在〇棟販売中、〇〇では〇〇棟の内〇棟売却済みなど、実績は問題ありません。第1種農地ですが、集落に接続しており、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号8、〇〇外〇筆です。地図の23ページ、24ページをご覧ください。〇〇の、上り線の東にある農地です。住宅建築になります。譲渡人は〇〇の〇〇に入られている方で、譲受人は〇〇の方です。住宅、駐車場、家庭菜園を建築します。現在お住まいの住宅が手狭だということで、住宅を売却し新しく住宅を建築します。第2種農地ですが、代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号9、〇〇外〇筆です。地図の25ページ、26ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇の西の農地です。農業用機械販売所敷地の申請です。農振除外の案件です。譲受人は〇〇の方で、〇〇をしています。譲渡人は〇〇の方です。大型機械〇〇台、小型機械〇〇台の展示スペースになります。第1種農地ですが、集落に接続しており、転用はやむを得な

いと判断しました。

続いて番号10、〇〇です。地図の27ページ、28ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。追認の案件です。現在カーポートがありますが、住宅建築の申請です。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇に住んでいます。譲受人は借家住まいで妻子と住んでおり手狭になっているため、住宅を建築します。おおむね500メートル以内に〇〇と〇〇があり、隣接道路に上下水道管が埋設されていることから、第3種農地になるため転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号11、〇〇です。地図の29ページ、30ページをご覧ください。場所は〇〇と〇〇の境界付近の農地です。太陽光発電設備設置の申請です。譲受人は〇〇にある〇〇等をしている会社で、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は市外におり、耕作ができないため譲渡します。準工業地域の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。場所は〇〇の南側です。旧道から細い道を〇〇メートルほど入った場所にあります。譲渡人の〇〇さんはかなり高齢です。この辺にかなりの土地を持っておられて、農地管理が非常に大変との事です。近隣の方々に土地を買ってもらえないかと話していた折、譲受人の〇〇さんが隣の土地を購入するという事で話がまとまりました。申請地の隣の土地には以前大きなクルミの木が何本かありまして、消毒などは譲受人の〇〇さんがされていたという事もあり、今回の申請になったという経緯があります。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

それでは説明します。場所は地図の11ページ、12ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど上った左側の土地です。〇月に〇〇の申請、〇月に建設のための〇〇の申請がありました。今回は施設の避難用通路の申請です。周囲の農地はほとんど譲渡人の土地であり、申請地は農地

として使われないような狭い土地です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号3の案件について、小林建治委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしくお願いします。場所は地図の13ページ、14ページをご覧ください。東御孺恋線の〇〇から東へ〇〇メートルほどの所に申請地があります。譲渡人の〇〇さんは〇〇出身の〇〇歳です。以前は譲受人である〇〇の社員でしたが、〇〇年に退社し、〇〇の〇〇で〇〇年間研修し、〇〇年に東御市に新規就農しました。当時、農業農村支援センターから紹介された申請地を取得し、〇〇を定植していました。譲受人の〇〇は〇〇に本社があり、〇〇、〇〇、〇〇等、〇〇店舗を経営しています。その〇〇がワイナリーを建設し、有機栽培のワインを製造し販売する計画です。実際の運営は譲渡人の〇〇さん夫婦が当たるそうです。申請地の南側に水田がありますが、排水についての同意、了承は得ています。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

私から質問します。この地域は農業振興地域ですが、ワイナリー施設建設の場合は農振除外の対象にならないのですか。

事務局

本来なら農振除外をしてから農地転用申請になりますが、農畜産物の加工施設、販売施設に関しては農振除外をしなくても農地転用ができます。ただ、軽微変更という事で農振の手続きは踏んでいます。

議長

ここでは販売もするようですが、この場合はここで製造した物しか売れないのですね。ほかの商品は売れないはずですが。

小林委員

〇〇さんは有機栽培を主体にして耕作するので、ほかの物は置かないとの事です。

事務局長 補足します。農振除外の特例という事ですが、それにより農振除外になったという事ではありません。農振のまま建物が建てられるという事です。たとえばこの土地が何年後かに住宅を建てることはできません。先ほどお話があったように、売る物についても制限があります。農振地域のまま建物が建てられる特例を受けて、建物が建てられるという事です。

議長 ありがとうございます。ほかに何かご質問はありませんか。  
ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。  
続きまして番号4の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員 地図の15ページ、16ページをご覧ください。場所は3条申請の番号1で説明した場所です。社長の〇〇さんは〇〇出身で、〇〇に〇〇年間赴任していた時に〇〇を知り、定住する事を決めたとの事です。奥さんが趣味で始めた〇〇作りでしたが、評判が良く、首都圏からも高速を使って買いに来る人が増えました。〇曜日から〇曜日の営業ですが、来客者の車が道路にはみ出て駐車されるので、近所からも苦情があったようです。製造を始めて〇〇年が経ち、従業員も〇〇名になり、店舗や作業場が狭くなってきました。そんな折、近くの土地が売りに出ている事を知り、店舗や作業場の拡張と、車を〇〇台ほど駐車できる駐車場を確保する計画です。許可になったら来年から少しずつ建設をして、従業員も〇〇名ぐらいになる予定との事です。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。  
続きまして番号5の案件について、同じく清水委員より説明をお願いします。

清水委員 地図は17ページ、18ページになります。〇〇は大変広い農地になっていて、目印になる物がなかなかないので、3ページの地図を見ていただいた方が分かりやすいと思います。3ページの右端に建物がありますが、

そのすぐ近くが申請地です。譲受人と譲渡人は親子で、〇〇を営んでいます。譲受人の〇〇さんは現在実家で親と同居をしていますが、子供の小学校入学を機会に、実家の隣の土地に家を建築する事にしました。日照、排水等、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件について、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。地図の19ページ、20ページをご覧ください。申請地は〇〇の一番西にあります。申請地の横の道を県道東部望月線方面に下って行くと、〇〇の集落に出ます。譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの孫娘の婚約者です。その孫娘が結婚して住む家を建てるために、婚約者の〇〇さんに土地を貸す事になりました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

お願いします。場所は地図の21ページ、22ページです。浅間サンラインの〇〇を南に〇〇メートルほど下った所を左折して、更に〇〇メートルほどの所に〇〇があります。その〇〇の前の細い道を南に行くと申請地があります。申請地の北側は東御市が分譲した住宅地になっているので、住環境は良い場所です。上下水道管も通っています。譲受人の〇〇は〇〇に本社があり、幅広く〇〇を手掛けています。全部で〇〇拠点、〇〇工場を持っているとの事です。譲渡人の〇〇さんは〇〇にお住まいの会社員です。面積も〇〇㎡と、建売住宅〇等分には丁度良く、隣接地の同意も得られており、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくをお願いします。地図の23ページ、24ページをご覧ください。〇〇の上り線の東側を通っている、主要地方道路真田東部線沿いに申請地があります。譲渡人の〇〇さんは〇〇歳で、施設に入居しています。唯一の身内である姪御さんも〇〇歳近くのご高齢です。〇〇さんと同じ施設に入居しています。譲受人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、手狭になったため今回の申請となりました。譲受人は〇〇を営んでおり、所有する車が〇〇台あり、駐車スペースの確保も必要になりました。残りのスペースは家庭菜園として利用するとの事です。現在の持ち家を処分しての今回の計画となっています。西側には農地がありますが、境界線から2メートル離して建築し、農地への日照、通風にも影響は軽微と思われます。雨水は敷地内で地下浸透処理の予定との事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

説明します。場所は地図の25ページ、26ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇に〇〇があります。その西に〇〇の〇〇あります。申請地は浅間サンラインを挟んだ南側にあります。現在は使われていない農地で、面積も〇〇㎡と広く、農業用機械を置くにはちょうど良い広さです。農振除外案件です。譲受人の〇〇さんは、〇〇や〇〇で〇〇をされています。お兄さんは〇〇で同様の営業をされており、お兄さんの営業の常客を見込んで販売をする計画です。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでおり、現在〇〇歳の無職です。荒廃地対策にもなり、特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号10の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は地図の27ページ、28ページをご覧ください。中央にある道路は〇〇から上って行った道路です。三叉路を右に行くと〇〇、左に行くと〇〇です。ここから〇〇メートルほど〇〇方面へ行くと、右側に〇〇があります。そこを入った所に申請地があります。譲受人と譲渡人の関係は親子です。息子さんの〇〇さんは現在、〇〇に住んでいますが、お子さんも大きくなり手狭になったため、実家のそばの父親の土地を借りて、家を建てることにしました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号11の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。場所は地図の29ページ、30ページをご覧ください。地区は〇〇です。国道18号線を〇〇方面へ向かうと、〇〇の隣に〇〇があります。その駐車場の横の道を旧道の方に〇〇メートルほど下ると、右側に〇〇があります。〇〇の前を流れている〇〇という川を渡った所に申請地があります。譲渡人の〇〇さんはご実家が〇〇の方で、結婚して〇〇にお住まいですが、お父さんからの相続で畑を所有していました。遠方のため管理が難しいのですが、年に2、3回除草していました。今後管理も難しくなると思われるので、今回話が合った〇〇に土地を売る事にしました。譲受人の〇〇の〇〇さんは、〇〇で〇〇をされていますが、太陽光発電事業の収入で、会社の安定を図りたいとの事です。雨水、排水は浸透式

とし、排水トレンチを設置します。また、防草シートを敷き、隣接地から1.5メートル空けて、周囲をフェンスで囲います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画の10月分について説明します。資料の8ページから9ページをご覧ください。今月は5件、6筆です。合計は10,238平方メートルです。内訳は新規1件、再設定4件です。補足します。1番の〇〇さんと〇〇さんの貸借については〇〇年の契約ですが、耕作状況を見て更新の協議をしたいとの事です。続いて所有権移転については1件で、1,810㎡を農業開発公社へ売り渡します。最終売り渡し先は〇〇さんです。以上です。

議長

ありがとうございました。集積計画では、〇〇委員が対象になっていきますので、一時退席していただいております。3号議案についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(依田代理挙手)

依田代理、どうぞ。

依田代理

所有権移転で、利用目的が〇〇となっています。この土地の周囲は〇〇畑ですが、支障はないですか。

事務局

周辺の畑の地権者には、支障がないか確認を取ろうと思っています。

議長

ほかにございますか。

ないようですので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員、お入りください。

それでは報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局

より説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の10ページをご覧ください。第4条届出が1件です。〇〇です。地図は31ページです。〇〇集落外の北の方です。今回、農機具倉庫を建築するという事で届出がありましたので、報告します。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは本日の議事は終了します。全体で何かご質問等ありましたら出してください。

ないようですので、以上を持ちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_